

## 資料 1

令和7年11月27日(木)  
令和7年度第1回  
沖縄県国民健康保険運営協議会

# 沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）への「子ども・子育て支援納付金分の保険料（税）」に係る記載の追加について

沖縄県 保健医療介護部  
国民健康保険課

# 沖縄県国民健康保険運営方針(第3期)への「子ども・子育て支援納付金分の保険料(税)」に係る記載の追加について

1. 厚労省事務連絡（令和7年8月15日「都道府県国民健康保険運営方針策定要領の改定案の送付について」）

- ・ **県と市町村の協議**により、令和7年度中に国民健康保険運営方針を改定する必要はないと判断する場合は、**令和8年度に行う中間見直し等において改定を行うこととして差し支えない。**

## 2. 市町村協議

(1) 市町村事務担当者会議の開催（10月8日及び11月5日）

- ・ 協議事項①：令和8年度国保事業費納付金等の算定方法について

- ・ 協議事項②：沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）への「子ども・子育て支援納付金分の保険料（税）」に係る記載の追加について

(2) 市町村意見照会の実施（9月29日）

- ・ 国保事業費納付金等の算定方法（子ども・子育て支援納付金分）について市町村意見照会を行い、市町村意見に対する県の考え方等について共有を図る。

(3) 市町村主管課長会議での協議（11月26日）

- ・ 市町村事務担当者会議、市町村意見照会結果を踏まえ、協議事項①、②について、主管課長会議における協議の実施。



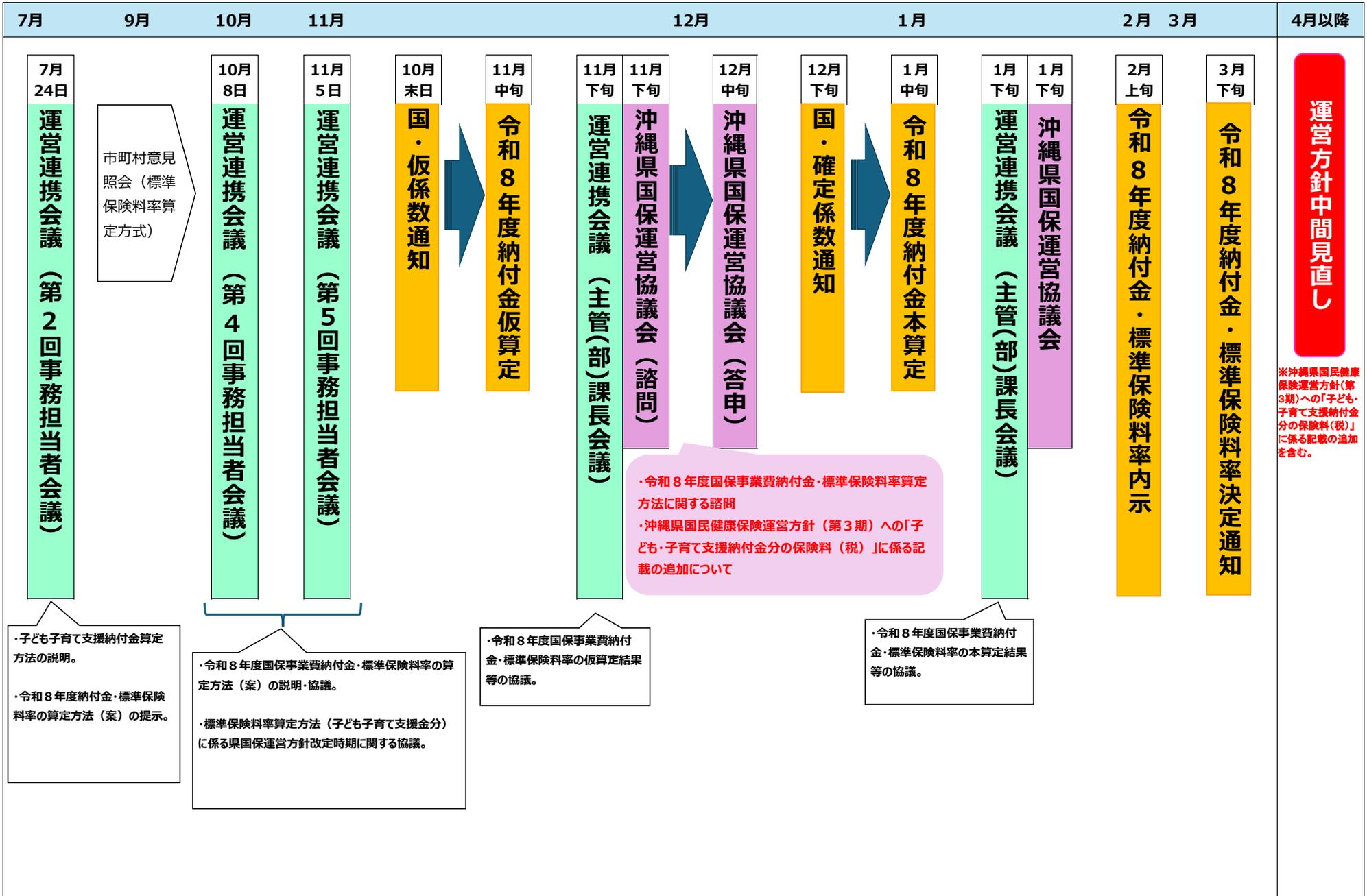
**沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）への「子ども・子育て支援納付金分の保険料（税）」に係る記載の追加については、関係法令の公布時期（令和8年1月下旬）等を踏まえ、令和8年度に行う中間見直しにおいて改定を行うこととしたい。**

# 令和8年度国保事業費納付金・標準保険料率に係る算定協議等について

令和7年11月27日現在

令和7年度

令和8年度



事務連絡  
令和7年8月15日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）担当係長

厚生労働省保険局国民健康保険課  
企画法令係長

#### 都道府県国民健康保険運営方針策定要領の改定案の送付について

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の2において、都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとされています。

今般、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）による改正後の国民健康保険法の施行(令和8年4月1日施行予定)に伴い、別添のとおり、子ども・子育て支援納付金分の保険料（税）に係る記載の追加その他時点の更新等を行った都道府県国民健康保険運営方針策定要領の改定案を作成しましたので、本改定案に沿って都道府県国民健康保険運営方針の改定の準備等を進めていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県が、市町村等との議論を行った上で、令和7年度中に国民健康保険運営方針を改定する必要はないと判断する場合は、令和8年度に行う中間見直し等において改定を行うこととしても差し支えございません。

また、子ども・子育て支援納付金に関しては、別途、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)等の改正も予定されていることから、正式な都道府県国民健康保険運営方針策定要領の改定版については、当該政令等改正の公布に併せ、追ってお示しする予定としております。

保 国 第 号  
令和 年 月 日

各市町村国民健康保険主管課長 あて

沖縄県保健医療介護部国民健康保険課長

令和 8 年度国民健康保険事業費納付金等の算定方法について（通知）

日頃より、沖縄県国民健康保険事業の運営にご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、令和 8 年度国民健康保険事業費納付金等の算定方法については、市町村協議等を踏まえ、別紙のとおり定めましたので通知します。

また、沖縄県国民健康保険運営方針（第 3 期）への「子ども・子育て支援納付金分の保険料（税）」に係る記載の追加については、関係法令の公布時期（令和 8 年 1 月下旬）等を踏まえ、市町村協議の結果、令和 8 年度に行う中間見直しにおいて改定を行うこととします。

項目	算定方法	
	令和7年度	令和8年度
標準保険料率		
標準的な算定方式	3方式 (納付金算定でも同様)	変更なし
標準的な賦課限度額	政令のとおり	変更なし
標準的な賦課割合	応能割：応益割 = $\beta$ : 1 均等割指数：平等割指数 = 0.7 : 0.3 (納付金算定でも同様)	変更なし
標準的な収納率	98%を上限に、 市町村ごと過去5年の平均値	変更なし
国保事業費納付金		
医療費水準の反映	医療費指数反映係数 $\alpha = 0.5$	変更なし
高額医療費の共同負担	共同負担は行わない	変更なし
保険給付費等の対象経費の取扱い	出産育児一時金、葬祭費、保健事業等を対象経費としない	変更なし
保険者努力支援制度(県分)の取扱い	保険給付費(A)から差し引く	変更なし

※子ども・子育て支援納付金分を含む。